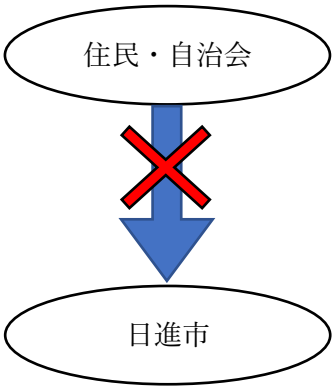
防犯灯（電柱などに設置されている街灯）に関する
個人や自治会からの新規設置要望

直接、日進市へご要望いただくことはできません。
（区長への取り次ぎ等も行いません。）
日進市へ直接ご要望をいただいても、
現地確認等の調査は実施いたしません。



要望がある場合は、お近くの公民館等へ、
お住まいの地域の区長へ要望をお願いします。

※区長への具体的な要望方法等については、
地域で取り決めがある場合がありますので、
公民館等へお尋ねください、

日進市が【区長要望】として年に一度取りまとめ、
市内全域における防犯灯の新規設置を検討します。

※例年、６月上旬ごろに区長要望の締め切りを設けています。
具体的な期日は区長へ案内しています。
※締め切りを過ぎた要望は、次年度以降に再度の要望が必要です。

設置に際して市が検討する事項（参考）
①影響範囲内の住民の同意が得られているかどうか（必須）
（2 階の窓から光が入って眩しい、虫が寄ってくるなどの課題）
②すでに設置されている防犯灯との間隔
（概ね 25m 以上離れていることが要件）
③要望箇所に、防犯灯が設置可能な電柱が存在するかどうか
④自立式ポールを埋設することができるスペースと許可の有無
（③の電柱が存在しない場合）

要件をすべて満たすものについてのみ、
予算の範囲内で市が防犯灯を設置します。
※例年、冬季（12 月～2 月）に工事を実施します。
予算の都合上、施工を早めることはできません。
※工事等の技術的な都合上、設置が次年度以降となる場合もあります。

